

藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災上重要な道路の沿道建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進するため、緊急輸送道路沿道建築物の所有者が実施する耐震診断に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）によるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認を得て建築工事に着手した通行障害既存耐震不適格建築物であって、神奈川県が指定した第1次緊急輸送道路（耐震診断義務対象路線を除く）沿道建築物をいう。
- (2) 耐震診断者 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者をいう。
- (3) 耐震診断 耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）に基づき耐震診断者が行うものをいう。
- (4) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会をいう。
- (5) 耐震判定評価 耐震改修促進法に基づいて行われる耐震診断が適切であるかを判断するため、耐震判定委員会が行う判定評価のことをいう。

第3条 市長は、必要に応じて年度ごとに補助の予定件数、受付時期等を定めることができる。

(補助対象建築物)

第4条 この要綱において、補助の対象となる緊急輸送道路沿道建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認を得て建築工事に着手した建築物であること。
- (2) 通行障害既存耐震不適格建築物であり、事前登録により、耐震診断が可能と認められるものであること。

(補助対象者)

第5条 この要綱において、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の所有者（複数の者が共同所有する場合にあっては、共同所有者全員により合意された代表者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有者の団体若しくは管理者をいう。）又は市長がこれと同等と認める者とする。

(補助金額)

第6条 耐震診断に係る補助金額は、耐震診断（耐震判定評価等耐震診断に関する標準外の業務を含む。以下「耐震診断等」という。）に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の額に3分の2を乗じた額以内とする。ただし、次の各号の規定により算定した額の3分の2又は2,000,000円のいずれか低い額を限度とする。

- (1) 面積1,000m²以内の部分は3,670円/m²以内
- (2) 面積1,000m²を超えて2,000m²以内の部分は1,570円/m²以内
- (3) 面積2,000m²を超える部分は1,050円/m²以内

2 前各項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金額とする。

(事前登録)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、第9条に規定する補助金の交付申請前に、藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金事前登録書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて（第2号及び第3号に掲げる書類で現存しないものがある場合は、添えることを要しないが、完了報告時点において復元された書類を添えるものとする。）市長に提出し、協議するものとする。

- (1) 対象建築物に係る固定資産(家屋)評価証明書又は家屋に係る補助金交付年度の納税通知書等、対象建築物の所有権を確認できる資料の写し

- (2) 補助対象建築物の案内図、配置図及び平面図
- (3) 補助対象建築物の立面図又は断面図（前面道路幅員と補助対象建築物の地盤面からの高さ及び前面道路からの距離を記載したもの）
- (4) 現況写真（敷地周辺及び補助対象建築物の外観2面以上）
- (5) 手続及び通知等に関する委任状（申請者以外のものが代理する場合）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項に規定する事前登録の内容について、必要に応じて申請者等と協議することができる。
- 3 市長は、第1項の事前登録書が提出されたときは、当該内容を審査し、補助対象建築物の適否を確認し、藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助対象確認通知書（第2号様式）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（事業計画書の提出）

第8条 前条に規定する協議を経た申請者は、耐震診断等を複数年度にわたり実施する場合、補助金の交付申請前に、当該耐震診断等に要する費用の総額、事業完了の予定期日等について、藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金事業計画書（第3号様式）に次条に掲げる書類を添付して市長に提出し、その事業計画の承認を受けなければならない。ただし、添付する書類のうち、市長が提出の必要がないと認めるものについては省略することができる。

- 2 市長は、前項に規定する事業計画書の提出があった場合は、当該内容を審査し、その適否を決定し、藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金事業計画承認等通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により事業計画の承認を受けた者は、当該承認を受けた耐震診断等に要する費用について、次条の規定により、補助金の交付の申請を行わなければならない。

（補助金の申請）

第9条 第7条に規定する協議を経た申請者は、耐震診断等の事業の実施に関する契約を締結する前に、藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金交付申請書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ補助金の交付を申請しなければならない。ただし、前条第2項に規定する承認を受けた者で、市長が提出の必要ないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 補助対象建築物に係る事業実施計画書（第6号様式）
- (2) 第7条第3項の規定に基づき交付された藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助対象確認通知書の写し
- (3) 補助対象建築物に係る登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類（所有者の住所・氏名等が証明できる書類）
- (4) 耐震診断等に係る費用の見積書の写し（申請額の積算内訳が分かる書類）
- (5) 耐震診断者であることが確認できる登録資格者講習修了証明書等の写し
- (6) 耐震診断者の所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し
- (7) 耐震診断の診断基準、調査項目及びその実施方法を明らかにする計画書
- (8) 工程表（調査期間及び診断報告書作成期限が分かるもの）
- (9) 本市の地方税法（昭和25年法律第226号）第3章に規定する普通税及び同法第4章第6節に規定する都市計画税（以下「市税」という。）の納付状況確認に係る同意書
- (10) 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書の写し
- (11) 管理組合を設立している場合は、管理組合の代表者を証明する書類（氏名・住所を確認できるもの）及び管理組合の規約の写し
- (12) 補助対象建築物が区分所有又は共有の場合は、区分所有者又は共有者の名簿及び当該補助事業の実施に関し、申請者以外の補助対象建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書類又は区分所有者による決議がされていることを証する議事録等の写し
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、第7条の規定による事前登録の内容を変更しようとするときは、同条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを作成しなければならない。
(補助金の交付決定等)

第10条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、当該内容を審査し、その適否を決定し、藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金交付等決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする

場合において、必要と認めるときは、当該決定に条件を付すことができる。

- 3 前条に規定する補助金交付申請書の提出があった時点において、補助対象建築物の所有者に市税を滞納している者がいた場合は、第6条の規定により算出した補助金の額に、当該滞納している者以外の所有者数を全ての所有者数で除した数を乗じた額(1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額とする。)を、補助金額とする。

(耐震診断等の着手)

第11条 前条に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施に関する契約を速やかに締結し、第9条第1項第1号に規定する事業実施計画書に沿った補助事業を実施し、かつ、完了させなければならない。

(補助金の変更申請、通知等)

第12条 交付決定者は、補助事業の内容に変更が生じるときは、藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金交付申請書（第5号様式）に、第9条に規定する申請の際に添付した書類のうち変更にかかるものを添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該内容を審査し、その適否を決定し、藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金変更交付等決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

(耐震診断等の取りやめ等)

第13条 申請者は、交付決定を受ける前に補助事業を取り下げようとするときは、藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断取下げ届（第9号の1様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、補助事業を取りやめようとするときは、速やかに藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断取りやめ届（第9号の2様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による取りやめ届の提出があったときは、当該交付決定は取消されたものとする。

(評価)

第14条 交付決定者は、補助事業の完了時までに、耐震診断の結果について、耐

震判定委員会により適正なものであることの評価を受けなければならない。ただし、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版）に定める「一般診断法」又は「精密診断法」による耐震診断を行い、当該耐震診断の結果報告書の写しを添付したときは、この限りではない。

（完了報告）

第15条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助事業完了報告書（第10号様式）に、次の各号に掲げる補助の区分に応じた必要書類のほか、市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 平面図及び耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 耐震診断の実施に関する調査写真
- (3) 耐震判定評価を受けるにあたり必要とした調査報告書（前条ただし書に規定する場合は除く。）
- (4) 耐震判定評価委員会の評価・判定書の写し（前条ただし書に規定する場合は除く。）
- (5) 耐震診断等の実施に関する契約書等の写し
- (6) 耐震診断等の費用を支払ったことを証する領収書等の写し。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第16条 市長は、前条に規定する報告の内容について、耐震診断等が適正に行われていることが確認された場合は、交付すべき補助金の額を確定し、藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金額確定通知書（第11号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第17条 交付決定者は、前条に規定する通知を受けた場合は、速やかに、請求書により市長に補助金の交付の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、耐震診断等の補助に関して、この要綱の規定に反したとき又は虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けたと認めるときは、交付の決

定を取消すことができる。

- 2 市長は、前項に規定する交付の決定を取消すときは、藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書（第12号様式）に理由を付して交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条第1項に規定する交付の決定を取消した場合において、すでに第17条第2項に規定する補助金の交付を行っている場合は、交付決定者に対し、藤沢市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金返還命令書（第13号様式）により、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。